守秘義務について

自分の意見：裁判員は「評議での自由な発言を保障するなどの理由から罰則付きの守秘義務があるのだが、発言者が特定されないように裁判の様子を明かすのであれば、守秘義務を緩めても良いと考える。

守秘義務　　私見

罰則付きの守秘義務が存在することで、裁判員として選ばれた国民が悩み、ストレスを感じる問題が生じていることから国民の精神的な負担を軽減する意味で守秘義務を緩めた方がよいと考える。

守秘義務について

守秘義務とは：守秘義務とは裁判員に「評議での自由な発言を保障する」などの理由から外に内容を漏らしたら罰則があるという義務である。

自分の意見：守秘義務が気になって評議中やその後にストレスを抱えるくらいならばもう少し緩和しても良いと思う。

裁判員の守秘義務に関する意見

裁判員には、評議と評議以外の裁判員としての職務を行ったときに知った秘密に対して守秘義務が存在する。これは評議での自由な発言を保障するなどの理由から存在している。しかし、この守秘義務を守らずに外部にもらした場合は罰則が存在する。このことに関して私たちの班は守秘義務を緩和したほうがよいと考える。理由として、裁判員に選ばれた国民が守秘義務によりストレスを感じて悩みを抱える問題が生じていることから国民の精神的な負担を軽減することになるからだ。さらに、発言者が特定されないように裁判を明かすのであれば守秘義務を緩和してもよいという意見もあった。